

消防予第 369 号
平成 30 年 6 月 1 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長

消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年省令第 34 号。以下「改正規則」という。）が平成 30 年 6 月 1 日に公布されました。

今回の改正は、

- ・住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号）により、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日から開始されることが決定されたこと
 - ・旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されたとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）により、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示されたこと
- 等に伴い、共同住宅の一部が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（5）項イの用途に供される防火対象物が今後増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）に関する事項（改正規則第 1 条関係）

1 スプリンクラー設備の設置基準の見直しについて

11 階建て以上の共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用するこ

とで、当該施設が令別表第一（16）項イ（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下同じ。）に位置付けられることとなる結果、10階以下の階の部分にもスプリンクラー設備の設置が義務付けられるが（令第12条第1項第3号）、当該部分へのスプリンクラー設備の設置を免除する条件を新たに規定したこと（令第12条第1項第10号及び同項第11号ハの要件に該当する場合を除く。）。

2 誘導灯の設置基準の見直しについて

共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用することで、令別表第一（16）項イに位置付けられることとなる結果、当該防火対象物全体に誘導灯の設置が義務付けられるが（令第26条第1項第1号）、10階以下の階の誘導灯の設置を免除する条件を新たに規定したこと。

3 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）に関する事項（改正規則第2条関係）

1 対象となる施設の追加について

令第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる施設として、新たに共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用する防火対象物を加えることとしたこと。

2 共同住宅用スプリンクラー設備による代替の基準について

令別表第一（16）項イである10階建て以下の特定共同住宅等において、令別表第一（5）項ロ部分に必要となるスプリンクラー設備の共同住宅用スプリンクラー設備による代替を認めるようにしたこと。

3 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）に関する事項（改正規則第3条関係）

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用する防火対象物（令別表第一（5）項イの部分の床面積が300㎡

未満のものに限る。)を加えることとしたこと。

第四 施行期日等に関する事項（改正規則附則関係）

1 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと。

2 その他の事項

今回の改正規則の基本的な考え方や具体例については、別途事務連絡を参考にされたいこと。